

## 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待防止法」では、高齢者が「養護者」や「養介護施設従事者等」から、不適切な行為や扱いによって**権利・利益を侵害される状態、生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること**を「高齢者虐待」と定義しています。



### 虐待かどうかの判断に迷ったら・・・

ご自身が高齢者本人の立場になって考えたときに【耐え難い】と感じれば、支援が必要な状況と言えます。

## 虐待の種類

### 身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。又は、外部と接触させないような行為。

<例>

- 叩く・つねる。
- 無理矢理食事を口に入れる。
- ベッドに縛り付けたり、薬を過剰に服用させて身体高速・抑制する。など

### 性的虐待

本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為。

<例>

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- キス、性器への接触、セックスなどの強要。など

### 介護や世話の放棄・放任

介護や生活を行っている家族が、介護や世話を放棄するような行為。

<例>

- 食事を与えない。
- オムツを交換しない。
- ゴミを放置して劣悪な住環境の中で生活させる。
- 必要な介護サービスを理由もなく利用させない。など

### 心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為。

<例>

- 怒鳴る・ののしる。
- 侮辱を込めて子どものように扱う。
- 排泄の失敗を嘲笑する。
- 意図的に無視する。など

### 経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人がのぞむ金銭の使用を理由なく制限するような行為。

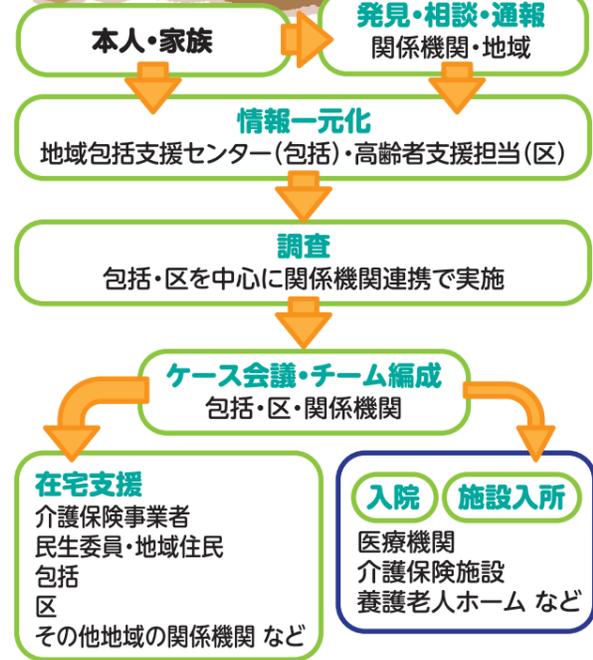
<例>

- 日常的に必要な金銭を渡さない(使わせない)。
- 本人の●●等を本人に無断で売却する。
- 年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する。など

この他にも、「セルフ・ネグレクト」(自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態)の高齢者も多く、他の虐待同様に周囲の支援が望まれます。

## 相談後の流れ

### 虐待の疑い



虐待の発見から調査、支援までを関係機関や地域など、本人・家族に関わる人たちが協力して支援を行います。

## 虐待者=“悪者” というわけではありません

適切な介護の仕方や認知症への対応がわからないために、つい手を上げてしまう。介護負担に加え失業中で経済的に困っている・・・など、高齢者虐待の背景には様々な要因があります。そのため、介護保険サービス等の利用を通じて、被虐待者だけではなく、虐待者を支援することも必要です。高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。だからこそ、皆が自分自身の問題としてとらえ、虐待が起こらないよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。



- 介護保険や福祉サービスの利用
- 成年後見制度の利用
- 近隣の人とのつながりなど

**地域全体で見守り、支えていくことが重要**

裏面のリスク評価票、虐待の兆候を示すサイン例一覧もご活用ください。



# 高齢者虐待防止 ハンドブック 港区

後ろ 正面

身体状況で気になるところがあれば  
☒モしましよ

☒モ

- 疑いを持ちつらひとりで悩まずご相談ください。
- 虐待かどうかの判断は包括・区が行います。
- 虐待でなかったとしても責任は問われません。
- 相談した人が特定されないように秘密は守られます。

施設名	電話番号
新吉田地域ケアプラザ	592-2151
篠原地域ケアプラザ	423-1230
高田地域ケアプラザ	594-3603
下田地域ケアプラザ	563-9082
大豆戸地域ケアプラザ	432-4913
樽町地域ケアプラザ	532-2502
城郷小机地域ケアプラザ	478-1600
日吉本町地域ケアプラザ	566-0361
新羽地域ケアプラザ	542-7216
港区役所高齢者支援担当	540-2327

## 相談窓口

港区高齢者虐待防止連絡会  
港区高齢者虐待防止連絡会  
平成26年6月発行